

○ 第3章 第2次計画の取り組み ○

第3章 第2次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉活動の推進

■ 町の取り組み ■

①地域福祉活動への参加促進 【推進主体：総務課、こども課、生涯学習文化課】

ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会活動や地域福祉活動を通して、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などについて、地域や社協と連携しながら情報発信していきます。

イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

- 地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。
- 南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 【推進主体：こども課、保健福祉課、生涯学習文化課】

○地域福祉の推進に関わる社会教育団体や各種団体、NPO等について、それぞれの活動の充実を図るために、社会福祉協議会とも連携しながら必要な支援を行います。

③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

④民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

ア) 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 【推進主体：こども課】

○民生委員・児童委員の日頃の活動充実が図られるよう、役割や活動内容等について、地域への周知を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員について定数確保に努めます。

⑤活動を担う人材の確保支援 【推進主体：こども課】

ア) 福祉協力員の確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「福祉協力員」の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。

イ) まちづくりサポーターの確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「まちづくりサポーター」を確保するため、地域でともに支え・助けあう有償の活動について周知広報を行うなど、人材の確保を支援します。

⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進 【推進主体：こども課】

○町内の企業や社会福祉法人も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を促します。

○町内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。



■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域福祉活動の活性化

ア) 地域福祉活動の広報による情報提供

○社協だより等を活用し、字・自治会が実施している地域福祉活動や活動参加者の声などを発信し住民への周知・広報を図ります。

イ) まちづくりサポーターの確保・活動支援

○社協内にある「まちづくりサポートセンター」がコーディネートを行っている、有償での住民相互の助け合い(「依頼会員」と「提供会員」がそれぞれ会員登録し支援を行う活動)の充実を図るため、提供会員である「まちづくりサポーター」の確保を図ります。

○まちづくりサポートの活動について住民への周知広報を強化し、共に支え合う活動の高揚を図ります。

ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進

○友愛訪問や見守りが必要な世帯(気になる世帯含む)に対する見守りネットワーク活動を推進し、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

②地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民をはじめ医療・保健・福祉に関係する機関・団体が連携し、地域における福祉課題や地域づくりについて、話し合い・学び合う機会・場を確保し、問題解決に向けた共通認識づくりを行い「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

③福祉団体の支援

ア) 福祉団体の活動支援

○老人クラブなどの当事者団体の活動をとおして親睦・交流や社会参加促進の取組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。

○昨今は当事者団体の弱体化が見られることから、組織強化を図ります。

イ) 福祉団体の加入促進

○福祉団体の加入者数増加を図るため、団体の活動内容や加入するメリットの周知等を図ります。

④民生委員・児童委員の活動支援

7) 民生委員・児童委員の活動支援

○民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、民生委員活動の住民への周知、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、活動を支援します。

1) 民生委員・児童委員の確保

○町の人口が増加する中で民生委員・児童委員は欠員があるため、町と連携しながら、なり手の確保に努めます。

⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ

○町内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を参加促進します。

⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援

○改正社会福祉法に伴って義務化された社会福祉法人の地域における公益的事業の実践を広め、地域福祉への貢献を図るために、社会福祉協議会が町内の社会福祉法人のまとめ役となり、地域貢献への参加について、各法人へ適切な情報提供を行い、事業展開への連携や支援を行います。



(2) 地域福祉の組織体制強化

■ 町の取り組み ■

①自治会組織体制の強化支援 【推進主体：総務課、こども課】

ア) 自治会組織への支援 【推進主体：総務課】

○住民に最も身近な組織である字・自治会が中心となった地域福祉のつながりづくり、支え合いの環境づくりが推進されるよう、組織への支援を行います。

イ) リーダーの育成 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会長の視察研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。

○自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図ります。

ウ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する字・自治会の「地域づくり推進委員会」への支援や協力を行い、自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める体制づくりを推進します。

②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 【推進主体：こども課】

ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会との連携により、「高齢者サロン」「子育てサロン」などの活動への支援を行います。

イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対しては、社会福祉協議会と連携しながら、組織化を促していきます。

ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など）との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化 【推進主体：こども課】

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①支え合い・助け合う地域づくり

ア)「地域づくり推進委員会」の設置推進

○自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める「地域づくり推進委員会」の字・自治会への設置を推進します。

イ)福祉協力員の確保・育成

○住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員を委嘱し、その活動を支援します。

②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化

ア)小地域福祉ネットワーク活動への支援

○町内の字・自治会単位で組織化されている小地域福祉ネットワークの活動の支援を行い、「高齢者サロン」「子育てサロン」などのサロン活動の充実のほか、交流、訪問、生活支援活動などによる機能の強化を図ります。

イ)小地域福祉ネットワークの組織化推進

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対し、結成の支援を行います。

ウ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化

ア)コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上

○町内の各字・自治会への地域福祉の支援活動が十分に行っているよう、コミュニティソーシャルワーカーを今後も継続して配置するように進めるほか、研修や実践による資質向上を図ります。

イ)個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化

○住民一人ひとりの様々な困りごとに対応する「個別支援」及び小地域における福祉問題を住民主体の組織とともに課題解決を図る「地域支援」の両面でのコミュニティソーシャルワークの強化を推進します。

り)生活支援コーディネーターとの連携

○介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」により配置されている「生活支援コーディネーター」と連携し、各種関係機関・団体やインフォーマルなサービスをつないだり、新たなサービスの創出を行うなど、高齢者を含めた住民全体の生活課題・地域課題に対応していくよう図ります。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。



(3) 地域のつながりの向上、強化

■ 町の取り組み ■

①交流やつながりの機会づくり推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課、こども課】

ア) 交流機会の提供 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○伝統文化継承活動、公民館学級講座、スポーツ大会、文化祭等イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながり確保及び社会的孤立対策を図ります。

ウ) 居場所づくりの推進 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

②住民主体の活動による交流の促進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

ア) 住民主体の活動の支援 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等を通して、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

イ) 交流・活動場所の確保 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現） 【推進主体：総務課、保健福祉課】

○地域における日頃からのつながりや、各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域活動の活性化支援

○字・自治会を基盤とした地域活動への参加をととした住民の関係づくりの取組みがもっとも効果が期待できることから、字・自治会や地域の各種団体(老人クラブ・青年会・PTA・女性会など)と連携した地域活動活性化促進に努めます。

②居場所づくりの推進

○高齢者のミニデイサービスや高齢者サロン、子育てサロンなど、身近な地域での居場所づくりを推進し、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現）

○地域における日頃からのつながりや各種活動をととした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。



(4) 福祉意識の高揚

■ 町の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

○次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、「社協の出前講座」や「学校応援隊はえばる」の活用等により、学校と地域住民等が連携して、福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等多様な活動を行い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○町と社協、学校等の福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○福祉教育の実践報告等により課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 教職員への福祉教育の機会確保 【推進主体：学校教育課】

○学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により、「町内学校教諭等福祉研修会」を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保します。

②地域住民への福祉意識啓発の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

ア) 福祉意識の啓発広報活動 【推進主体：こども課】

○共に生きる地域社会を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設、自治会、小地域福祉ネットワーク等関係機関・団体と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○地域のイベントにおいては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会などを開催し、啓発を図ります。

ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○「〇〇週間」や「〇〇月間」といった高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、それぞれの週間や月間の趣旨が住民に広く周知されるよう開催方法に工夫を凝らし、啓発の強化を図ります。また、開催についての周知も充実を図ります。

エ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲） 【推進主体：こども課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進

ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進

○子どもたちが地域社会の一員として、地域のつながりや共に生きる社会といった「地域福祉の大切さ」を理解していくように、町内の全保育園、幼稚園、小中学校等を福祉教育推進校に指定し、各学校や地域支援コーディネーター、学校支援地域本部事業等と連携を取りながら、出前講座や福祉体験などの福祉教育を今後も実施していきます。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催

○町及び学校等とともに福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ウ) 福祉教育実践報告の充実

○「福祉教育実践報告書」を発行し、実践報告等による取り組みの蓄積及び課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 福祉教育研究会の開催

○地域を基盤とした福祉教育を推進するために、福祉教育研究会で住民の実践につながる福祉教育の展開について研究していきます。

②住民の福祉意識の高揚

ア) 福祉意識の啓発広報活動

○共に生きる地域社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

○社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、ミニデイサービス、高齢者サロン、子育てサロン等を通じた活動から福祉意識の高揚が図られるように、広報啓発を行います。

イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保

○「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉への関心・理解を深め、地域のことを「我が事」と受け止められるように、地域福祉懇談会等の住民同士が共に考える機会を確保します。

(5) ボランティア活動の推進

■ 町の取り組み ■

①ボランティアへの参加促進 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。

②ボランティアセンターの機能充実・支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によるボランティアセンターの機能充実を図ります。

③ボランティア活動の活性化 【推進主体：生涯学習文化課】

ア)「学校支援ボランティア」の参加推進 【推進主体：生涯学習文化課】

○地域住民が町内の小中学校で、趣味や特技を活かして学校の教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。



■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①ボランティア活動の情報発信

- 各種ボランティア団体と連携し、町内で行われているボランティア活動の情報発信により、ボランティア活動の周知や参加促進を図ります。

②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進

- ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。
- ボランティアに関心のある方、実際にボランティアに参加されている方の情報提供・交流の場として「ボランティアプラットフォーム」の開催に努めます。

③ボランティアセンターの機能強化

- ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進、活動状況の広報、ボランティアコーディネーターの資質向上等によるコーディネート強化など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 「ボランティアセンター運営委員会」において、ボランティア活動等の事業企画や運営を行い、ボランティアの活性化を図ります。

④ボランティアの養成、人材の確保

ア) ボランティア養成講座の開催

- 社会福祉協議会が実施している手話や音訳等の各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成及び確保に努めます。

イ) 10代のボランティア研修会

- 中高生がボランティア活動に関わることで、福祉について学び、理解を深める機会である「10代のボランティア研修会」を、今後も継続して開催します。

⑤ボランティア団体と企業、NPOとの連携

- 地域福祉推進に関わる福祉・ボランティア団体や企業・NPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、ボランティアプラットフォームをとおしてネットワークの構築に取り組みます。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

■ 町の取り組み ■

①相談支援の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 窓口対応力の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○相談に訪れた住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社協やNPO、ボランティア活動等も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口対応力の充実を図ります。

イ) 相談担当者の資質向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。

ウ) 電話やメール等による相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

エ) 訪問相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

②包括的な相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○住民からの相談を、高齢者福祉や障がい者福祉等といった分野を超えて包括的に受け止める場(窓口)の整備について、町の既存福祉資源や地域の実情等を考慮しながら、適切な担い手について協議を行います。

イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関等と連携し、相談に来られない方や自ら支援を求めることができない方に関する情報を、包括的な相談の場につなぐ体制づくりを推進します。

○把握した地域生活課題のうち、包括的な相談の場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合の支援を図るため、関係機関・専門機関と連携した支援を行います。

ウ) 多機関の協働による包括的な相談支援体制 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。